

車両管理業務総合評価項目

評価項目	項番	評価内容	配点 (R 8)	評価点				採点指標	備考	
1. 企業の業務実績	①	県内での同種・類似業務における受注実績	10	同種の実績あり		類似の実績あり		なし	同種の実績があれば 10点 類似の実績があれば 5点 なしであれば 0点	
				10		5		0		
	②	令和3年度以降国及び県内の地方公共団体との災害協定締結の有無、災害協定に基づく活動実績の有無、契約に基づく災害時の対応協力等の実績の有無	20	1件につき		なし			最大加点数は 20点 1件につき 2点 なしであれば 0点	1. 左記国及び地方公共団体との災害協定が締結されていれば、1認定を1件として評価する。 2. 上記認定に基づく活動実績があれば1災害を1件として評価する。 3. 協定に基づかない場合であっても、国及び地方公共団体の各発注者が発注した業務の運行区域（発注者の事業（管理）を実施している区間（箇所）の都道府県）外で、災害応急対策に対する技術的な支援等を行うための車両管理に係る活動実績があれば、1災害を1件として評価する。なお、複数の国及び地方公共団体と車両管理業務を契約している者について、それぞれの契約において活動実績がある場合は、同じ災害関連であっても、それぞれ1件とカウントする。
				2		0				
	③	県内発注業務において生じた事故等に基づく過去3年間（入札参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の指名停止措置（指名停止措置及び文書注意・口頭注意）（＊県内発注業務とは、愛媛県発注業務とする。）	0	指名停止 1件につき		文書注意 1件につき	口頭注意 1件につき	なし	なしであれば 0点 最大限点数は△40 ①指名停止：1件につき、△10点 ②文書注意：1件につき、△5点 ③口頭注意：1件につき、△3点	
				△10		△5	△3	0		
2. 適正な連絡・履行体制の確保	④	県内発注業務において生じた過去1年間（入札参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の受注者の責による、看過出来ない事象発生（＊県内発注業務とは、愛媛県発注業務とする。）	0	1件につき		なし			なしであれば 0点 事象発生1件につき △3点	指名停止措置（指名停止措置及び文書注意・口頭注意）に該当する事象は対象としない。
				△3		0				
	⑤	県内発注業務において生じた過去1年間（入札参加資格申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の連約金対象となる提案内容の不履行（＊県内発注業務とは、愛媛県発注業務とする。）	0	△1		0			なしであれば 0点 事象発生1件につき △1点	上記③（指名停止置及び文書注意・口頭注意）、④（看過できない事象発生）に該当する事象は対象としない。
	①	運行指示を確実に履行するための対応等 一項目：発注者から車両管理責任者（業務管理者）、車両管理責任者（業務管理者）から車両管理員への迅速な運行指示を確保するための手段等の具体の工夫 二項目：発注者から指示された時間どおりに車両を目的地まで運行するための工夫 三項目：運行の無駄を省くため、車両管理員が行う運行車両の管理方法		あり		なし				*連約金対象とする。
			10	10	0			提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 10点 なしであれば 0点		
10			10	0			提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 10点 なしであれば 0点			
②	車両管理責任者（業務管理者）の専任性（手持ち業務量）	10	10台以下		11台以上20台以下		21台以上		10台以下 10点 11台以上20台以下 5点 21台以上 0点 ・評価方法としては、記載された設備予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	令和8年度応れ予定の国及び県内の地方公共団体の担当業務における常に運行体制をとるべき台数で判断する。 * 連約金対象とする。
			10	5	0					
③	事故発生時に発注者への迅速な報告、及び適切な処理をするため、それらを定めた規則等による具体内容	5	規則等あり		規則等なし			具体的かつ有用な規則等があれば 5点 規則等がなしであれば 0点		
			5		0					
④	災害時、緊急時及び大規模災害時の対応等 一項目：災害時・緊急時における迅速な体制確保のための、参集時間の短縮、車両管理員の交代及び増員体制とその実現可能性を担保するための具体的な措置 二項目：大規模災害時に連絡が取れない場合であっても参集し、業務を継続する工夫 三項目：大規模災害等により、燃料の確保が困難な場合であっても、業務を継続する工夫		あり		なし				*連約金対象とする。	
		15	15	0			提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 15点 なしであれば 0点			
		15	15	0			提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 15点 なしであれば 0点			
		15	15	0			提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 15点 なしであれば 0点			
⑤	コンプライアンス（発注者が仕様書で求める秘密の保持及び法令遵守）について、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫	5	工夫あり		工夫なし			提案内容に工夫があれば 5点 なしであれば 0点	*連約金対象とする。	
			5		0					
⑥	車両管理責任者（業務管理者）及び車両管理員等の健康状態を定期的に把握し、業務に反映させる規則等の制定、及び社員の兼業を禁止している規則の制定	10	両方あり		いずれか一方のみ		なし	健康管理に関する規則、兼業禁止規定の両方があれば 10点 いずれか一方のみであれば 5点 どちらもなしであれば 0点		
			10		5		0			
⑦	車両管理員への教育・研修等の年間計画回数（研修内容は以下の全ての内容を網羅していることで1回とする。） ■発注者の業務に関する知識等を確保するための車両管理員への教育・研修 ■業務の円滑な遂行のための車両管理員へのマナー教育・研修 ■運行区域の道路状況・主要関係施設等の地理的知識を確保するための車両管理員への教育・研修 ■安全な運行のための知識・技能の教育・研修 ■事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修 ■守秘義務に関する教育・研修	5	5回以上		4回			教育・研修等の年間計画回数が5回以上であれば 5点 4回 0点	評価する研修内容は、仕様書の記載研修と一致させ、四半期毎に発注者に報告すること。 * 契約期間内の教育・研修のみを対象とする。 *連約金対象とする。	
			5		0					

評価項目	項番	評価内容	配点 (R 8)	評価点				採点指標	備考		
3. 運転業務の質の向上	車両管理責任者の経験等										
	①	県内での同種業務における車両管理責任者（業務管理者）の業務経験	5	同種の業務経験あり		なし		同種の業務経験があれば 5点 なしであれば 0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	* 落札決定後の記載された車両管理責任者の変更については、同等以上の者への変更は認めるが、それ以外の変更をする場合には違約金対象とする。		
				5		0					
	②	配置予定の車両管理責任者（業務管理者）の「安全運転管理者講習」又は「運行管理者の一般講習」の過去3年間の受講実績又は認定運行管理士資格保有者	10	実績あり		実績なし		実績があれば 10点 実績がなければ 0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	* 落札決定後の記載された車両管理責任者の変更については、同等以上の者への変更は認めるが、それ以外の変更をする場合には違約金対象とする。		
				10		0					
	車両管理員の経験等										
	③	配置予定の車両管理員に普通自動車、中型自動車、大型自動車の第2種免許保有者の占める割合（率）	10	5 0 % 以上		2 5 % 以上 5 0 % 未満		2 5 % 未満 (0 % 除く)	0 %	・割合の考え方は「第2種免許を保有する者の数÷配置予定の車両管理員数」とする。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）について、第2種免許を保有する者を採用予定であれば免許保有者として評価する。	* 落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の割合が評価時の割合を下回った場合には違約金対象とする。
				10		6		3	0		
	④	配置予定の車両管理員の年齢	20	3 0 歳 以上 6 5 歳 未満	6 5 歳 以上 7 0 歳 未満 又は 2 5 歳 以上 3 0 歳 未満		2 5 歳 未満		・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）についても、左記の該当する区分の評価点を与える。 ・2 5 歳 未満の者は0点とする。	令和8年4月1日現在の年齢とする。 * 落札者決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする。	
				20		10		0			
	⑤	配置予定の車両管理員における無事故・無違反の年数	40	1 0 年 以上	6 年 以上 1 0 年 未満	4 年 以上 6 年 未満	2 年 以上 4 年 未満	2 年 未満	・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・公告日から証明書等の提出期限内の「無事故無違反証明書」の日付を基準日とする。 （区分は自動車安全運転センターが発行するSDカードの区分に準ずる。） ・採用予定者（証明書等で確認できない者）については、2 年 以上 4 年 未満の者であれば5点、4 年 以上 であれば2 0 点を与える。 ・2 年 未満の者は0点とする。	* 落札者決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする。	
				40		30	20	5			0
	⑥	配置予定の車両管理員における車両管理員としての勤務経験年数（人員輸送に限る。）	40	1 0 年 以上	7 年 以上 1 0 年 未満		3 年 以上 7 年 未満	3 年 未満	・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）については、3 年 以上 7 年 未満の者であれば2 0 点、7 年 以上 であれば3 0 点を与える。 ・3 年 未満の者は0点とする。	評価対象として認める実績とは、顧客の移動のために、特定の車両を維持・管理・運行する業務に従事したものである。 * 落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする。	
				40		30		20			0
	⑦	配置予定の車両管理員に自動車整備士技能検定合格者の有無	10	5 0 % 以上	2 5 % 以上 5 0 % 未満		2 5 % 未満 (0 % 除く)	0	・割合の考え方は「合格者÷配置予定管理員数」とする。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）について、自動車整備士技能検定合格者を採用予定であれば検定合格者として評価する。	* 落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の割合が評価時の割合を下回った場合には違約金対象とする。	
				10		6					3
	⑧	受注者として車両管理員の運転技術向上の工夫	10	工夫が2つ以上あり	工夫が1つあり		工夫なし		提案内容に具体性・実現性が認められる 工夫が2つ以上あれば 10点 1つあれば 5点 なしであれば 0点	* 違約金対象とする。	
				10		5		0			
	⑨	車両管理員が安全運行を行うための具体的な工夫（複数提案可）	5	工夫3つ以上あり	工夫が1～2つあり		工夫なし		提案内容に具体性・実現性が認められる 工夫が3つ以上あれば 5点 1、2つあれば 3点 なしであれば 0点	* 違約金対象とする。	
				5		3		0			
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	①	県のみめボス宣言事業所認定制度に基づく認証	15	スーパープレミアム認証	基本認証		なし		・複数の認定等に該当する場合は、最も高い区分により加点を行う。（例えば、「スーパープレミアム認証」を受け、かつ若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業の場合は、加点が高い「15点」を加点する。		
				15		10		0			
	②	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		あり		なし		0			
				12							
合計			305								

技術評価点＝評価点の合計
評価値＝（技術評価点）／（入札価格）× 1 0 0 , 0 0 0